

平成29年 教育委員会第12回定例会 会議録

日 時 平成29年7月11日（火）

午後3時04分～午後4時09分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【指導課】

- (1) 千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

第 2 報告

【学務課】

- (1) 平成29年度 就学援助の拡充（追加）  
(2) 学校給食における標準献立の実施

【指導課】

- (1) いじめ防止啓発物品の作製  
(2) 千代田区立学校特別支援学級教科用図書採択にかかわる基本方針

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表  
(2) 広報千代田（7月20日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（6名）

教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	大井 良彦
子育て推進課長	土谷 吉夫
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一

欠席委員（0名）

欠席職員（４名）

子ども部長	大矢 栄一
子ども支援課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏

書記（２名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	松村 秀一

中川委員長

開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。

ただいまから平成29年教育委員会第12回定例会を開会します。

本日、区議会特別委員会に出席のため、大矢子ども部長、加藤子ども支援課長、新井児童・家庭支援センター所長、小池子ども施設課長が欠席となります。

今回の署名委員は金丸委員にお願いいたします。

◎日程第１ 協議

指導課

（１）千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

中川委員長

日程第１、協議に入ります。

千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

前回に引き続き、この件に関しましては、協議ということでお願いしております。協議していただく点は、前回、金丸委員からご指摘いただきました第２条の「小・中学校に学校運営協議会を置く」という文言の精査でございました。あの後、事務局のほうで協議を行いました結果、現在、千代田区は、幼稚園及び中等教育学校はまだ協議会に指定しておりませんが、小中学校につきましては、全ての学校が指定されているということでございますので、やはり「置くことができる」よりも、「置く」と言い切ったほうがより適切な文言であるという結論に達しましたので、この文言を、金丸委員のご指摘どおり、「全ての」という文言も消し去りまして、「小・中学校に学校運営協議会を置く」という文言にいたしました。

なお、今後、中等教育学校におきましても、区立学校ということで、学校運営協議会に指定することもできる状況でございますので、幼稚園を含めま

して、今後またそういった状況になりましたら、改めて規則を改正していくということでございます。

あとは、「指定学校」を「対象学校」に変え、条ずれ等の精査を行いまして、附則の中で最後に、「この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する」という形でございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

すっきりして非常にいいと思うのですが、実は3点、ご検討いただきたい点があります。

1つは、第2条の「小・中学校に学校運営協議会を置く」と書いてあるところが2カ所ありまして。多分、「小・中学校ごとに」ではないかと思うのが1つ。

それから、次に、学校運営協議会の後に、「（以下「協議会」という）」にしないといけない、その後、「協議会」という言葉が続いていますので。そこが2点です。

もう一つは、第6条、これは多分私のイメージでは、「原則10名程度」という文章を抜いた形で最初つくったのではないかと思います。要するに、「協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、対象学校ごとに教育委員会が任命する委員をもって組織する」だったのではないのでしょうか、もともとは。それが、「原則10名程度」を入れたことによって、「委員を」で、それからまた、「10名程度を」といって、「を」「を」で、「を」が2回続いています。どうしたらいいかということは、「委員を」の「を」をとってしまって、「委員、原則10名程度をもって」というような形に直したほうが、文言上すっきりするのではないかというふうに思いました。

指導課長

ご指摘、3点ともごもっともだと思いますので、改めて確認しまして、そうした文言に訂正していきたいと考えております。

中川委員長

指定の期間というのは、私の認識では、1年と初めに聞いていたような気がしたのですけど。1年ですね。

指導課長

はい。

中川委員長

それはどこに書いてあるのですか。

教育長

以前は、指定して、その期間が1年だったのですけれども、今回の地教行法の改正で、そもそも教育委員会が指定するという考え方そのものがなくなってしまったので、今回こういう改正をさせていただくものです。第2条で、教育委員会は協議会を置くとしており、この文言をもって、その学校は恒久的にコミュニティスクールとして継続するという考え方になっていません。

指導課長

委員の指定が1年。

教育長

委員の指定ですか。

中川委員長  
指導課長  
金丸委員  
中川委員長

たしか1年だったかと思ったのですが。  
委員の任期は1年とするというのが、第7条。  
2項にありますね。  
これですね。わかりました。

それから、6条ですけれども、人数の問題で、「対象学校が中学校である場合にあっては、15名程度をもって組織」というのは、小学校は10名程度という意味ですよね。ただ、お茶の水小学校などは、今結構多い人数で指定していると思うのですけれども、その辺はよろしいのでしょうか。こういうふうに書いてしまつて。

指導課長

まず、この10名と15名というのは、学区域ということがありますので、小学校は10名程度でいいだろうと、中学校の場合はかなり地域が広がりますので、15名に一応なっております。

ただ、「程度」ということをございますので、それをどの程度までを認めるかというところの問題になってくると思いますが、お茶の水小がどれぐらいの人数なのか、今、手元にございませんが、学校によって、やはり学区域の広さとか委員のネットワーク等も違ってきますので…

中川委員長  
指導課長

学校の事情によってということですね。

はい。ですから、「程度」という言葉で、少しファジーに、多少多くても少なくとも可という意味で、ここに「程度」という言葉を入れながら、でも、ある程度基準をつくってあげないといけないということで、10と15という数字を入れたものでございます。

中川委員長

そういうことだったら、別に、「中学校である場合にあっては、15名程度」ということがなくてもいいような気がしますけれども。どうでしょう。

金丸委員。

金丸委員

これは考え方で、本来だと、前の条文のとおり、「以内」のほうがすっきりすると思うのですが、そういう特別な事情があるので、「程度」になったのだらうと思います。ただ、「程度」にしたときに、問題は、この協議会が機能的に動くには、多分10名以内にしておかないと機能的には動かないのですね。中学校だって、実は10名以内で抑えたいけれども、「15名程度」と書いてしまうと、10名以内というような構成が果たしてこの条文上認められるのかという問題が生じるかなというところが問題点ではないでしょうか。

中川委員長  
教育長

教育長。

事務方としては、小学校の「原則10名程度」という文言は、10名以内も含むし、先ほど中川委員長からお話のあった、お茶の水小のように、学区域が広くて、地域からの代表等も多くなる場合、10名をオーバーして設定する場合も含むという意味で提案させていただいています。

それから、中学校は2校ということで、小学校と比べて、地域関係者の幅も広いということ等も踏まえて、小学校と人数の設定を変えています。けれども、ここも15名程度ということで、15名を下回った場合でも、あるいは若干オーバーした場合でも、それは教育委員会と学校とで調整の上、この原則

の範囲内であれば柔軟に考えるということで、今回提案させていただいているものでございます。

中川委員長 さっき金丸委員がおっしゃったように、なるべく10名ぐらいにしたほうがという話がありました。

金丸委員 それは、機能させるためにはという意味です。要するに、それぞれの地区の代表を入れなければいけないということと、機能させるということとは、実は相反することなのです。たくさん入れれば入れるほど機能しなくなる。その辺のバランスの問題かと思うのですけれども。

中川委員長 ちょっと、休憩します。

(再開)

中川委員長 再開いたします。

それでは、小学校にあつては原則10名程度、中学校にあつては15名程度をもって組織するというので、よろしいでしょうか。

金丸委員 要するに、これは本来であれば15名程度とか10名程度で、幅がある程度狭まるけれども、その前にさらに「原則」がついているので、学校のそれぞれの状況によって、もう少しフレキシブルに動かされるという、そういう条文だというふうに読んでよろしいでしょうか。

中川委員長 指導課長、いかがでしょうか。

指導課長 はい。それで結構でございます。

中川委員長 よろしいですか。

(了承)

中川委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

教育長 もしよろしければ、今回協議として出させていただいておりますので、今日いただいた2条の表現等を修正して、次回の教育委員会のときに議案として再度提案させていただきたいと思っております。

中川委員長 今、教育長がおっしゃいましたように、改めて議案として提出し、決定することといたします。よろしく申し上げます。

## ◎日程第2 報告

### 学務課

(1) 平成29年度 就学援助の拡充(追加)

(2) 学校給食における標準献立の実施

### 指導課

(1) いじめ防止啓発物品の作製

(2) 千代田区立学校特別支援学級教科用図書採択にかかわる基本方針

中川委員長 日程第2、報告に入ります。

平成29年度就学援助の拡充(追加)について、学務課長より報告をお願いいたします。

学務課長 それでは、私のほうから、平成29年度就学援助の拡充(追加)についてご

報告いたします。

平成29年の就学援助につきましては、4月の教育委員会におきましても、29年度の実施について、実情に即した見直しを行った旨ご報告をさせていただきました。そちらの部分につきましては、今回お示した資料の拡充内容等の(2)、(3)、(4)について既にご報告をさせていただき、ご了解をいただいたものでございます。

今回は、(1)ということで、これがまさに追加の部分で、本日ご報告させていただくものでございます。

改めてでございますけれども、就学援助につきましては、千代田区に住み、義務教育である小学校、中学校への就学に際し、経済的理由により援助が必要な方に、給食費や学用品などの学校教育に係る費用の一部を助成しているものでございます。

今回、国の要保護児童生徒援助費補助金の見直しがございます。平成29年4月の新入学児童生徒学用品・通学用品の購入費の部分についての助成額を、その見直しに合わせて拡充することといたしました。

具体的には、1の(1)のところでございますけれども、新たに小学校、中学校に入学する児童が、通常必要とする新入学に当たっての学用品・通学用品、例えばランドセル、かばん、制服、制帽等に対する助成額の単価を拡充するものでございます。

小学校につきましては、これまで2万4,370円であったものを4万600円、中学校につきましては、これまで2万7,960円であったものを4万7,400円に増額するものでございます。

本件につきましては、もう既に平成29年度の就学援助ということで、この5月に全児童の保護者に周知させていただき、既に申請書が学務課のほうに届いてございます。第1回目の支給期7月にあわせて、該当者にはこの金額で支給させていただきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

よろしいでしょうか。これは、国費というか、国から東京都を經由して千代田区に入ってきたお金がこれに該当するという、こういうふうに理解すればいいのでしょうか。

学務課長

基本的には、この就学援助は国の制度でございます。制度的にはかなり複雑でございます。基本的には、要保護、生活保護の受給対象者でありながら、生活保護を受けていない方につきましては、国がその費用の半分、2分の1を補助することになってございますが、いわゆる準要保護、前回ご報告させていただきました生活保護基準の基準額1.3倍未満に相当する者の範囲の方については、全て区の予算で助成してございます。

通常、この金額につきましては、都区財政調整制度の中で、そういった費用を負担していただけておりますけれども、国の負担といえますと、先ほど

申しました生活保護の対象でありながら受けていない方について、就学援助を申請された方の金額の半分、2分の1ということになります。

金丸委員

ありがとうございます。

中川委員長

古川委員。

古川委員

助成額が拡充されて、必要なご家庭にはとてもありがたいことだと思っています。

今、申請が7月の受給に向けて上がっているということですが、以前にも教えていただいたかもしれないですけど、千代田区ではどのくらいのご家庭が対象になっているのでしょうか。

中川委員長

学務課長。

学務課長

23区の支給率の調査を毎年やっているのですが、千代田区の場合は、23区の中でも極めて低く、大体5%から6%の方が該当しております。

古川委員

ありがとうございます。

中川委員長

そのほかはよろしいですか。

(なし)

中川委員長

次に、学校給食における標準献立の実施について、学務課長より報告をお願いいたします。

学務課長

それでは、学校給食における標準献立の導入につきまして、資料に基づきご報告させていただきたいと思えます。

標準献立につきましては、平成29年3月に策定いたしました千代田区共育推進計画の目標19の中でも、学校給食に標準献立を導入していきますということで、目標設定をさせていただいているところでございます。方向性としましては、アレルギーの事故防止ですとか献立作成時から複数の目によるチェック体制を確立し、これから策定するのですが、献立作成委員会というものを設置いたしまして、安全で栄養バランスのとれた標準献立を導入することを推進計画のほうでも掲げているところでございます。

ちなみに、(1)の標準献立とはということで、現在私どもの学校給食の現場におきましては、各学校に配置されております栄養士が独自に作成しているわけですが、そういった献立ではなくて、教育委員会として、複数の栄養士が協力し合って献立を作成し、全ての学校で使用できる献立を目指していきたいというふうに考えております。

目的としましては、アレルギー及び衛生事故の防止、そして給食の質の向上と食育の一層の推進、そして各学校に配属されています栄養士ですが、栄養教諭であったり、または常勤、非常勤の栄養職員であったりということをごさいます、そういった方々の連携強化及び負担の軽減を目指すものでございます。

この標準献立の導入につきましては、平成30年4月から全区立学校で導入を目指したいと考えております。

それに当たりまして、2番でございますけれども、その準備委員会を設置し、取り組んでまいります。30年度からの円滑な導入に向けて、栄養教諭、

常勤栄養士をメンバーとする準備委員会をこの7月に設置し、学校給食方針や献立の計画の決定など、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上です。

中川委員長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

言葉でひっかかっているのですが、「標準献立」というと、標準があって、それはつくったけれども、各学校がそれに準拠していればかなり応用がきくという「趣旨」で標準としてあるのかということが第1点です。

第2点は、その標準献立を出したときには、ある日は全ての小中学校で同じ標準献立をつくるのが原則になっているのか、それとも例えば30食あるものをどういうふうな持ち回りにするかは、各学校の自由だという趣旨なのかという、その2点について。

中川委員長

学務課長。

学務課長

ただいまのご質問ですけれども、まず、後段のほうのご質問から先にお答えさせていただきたいと思います。

既に教育委員会では、幼稚園ですとか保育園の給食については、教育委員会で献立を作成しております、いわゆる共通の献立、統一の献立、どこの園でも同じ日は同じメニューの献立をさせていただいておりますが、今回ご提案させていただきます標準献立というものは、教育委員会が作成する献立には違いないのですけれども、そういった統一の献立、または共通の献立とは違いまして、多少幅を持たせた、幾つかの献立をつくりまして、各学校の実情ですとか学校行事、教育的な配慮ですとか、そういった激変緩和等々、学校の事情に照らし合わせて、その活用割合については、教育委員会と協議の上、学校長が判断して決定をさせていただくというふうに考えております。

中川委員長

金丸委員。

金丸委員

おおよそわかっているつもりですけれども、すみません、経済合理性を考えると、標準献立をつくった場合に、さっきの統一献立と同じような形で、材料を一括購入して、それで全部回すことはすごく合理的ですよ。そういう意味では、そこまではやらない、けれども、標準献立、例えば何月何日の標準献立はこうですよといった場合に、それに幅を持たせるだけの権限を学校に与えるという、そういう趣旨なのでしょうか。

学務課長

基本的には、学校給食の実施についての実施権限、決定については学校長に委ねられておりますので、そういった意味で、教育委員会としては、標準献立を推奨的な献立として幾つかレパートリーを持ったレシピという形で提供します。その中で選んでいただくということでございます。

中川委員長

古川委員。

古川委員

私も、今、金丸委員がおっしゃったことを伺いたいなと思っていました。

というのも、各学校の栄養士さんによって、給食のイベントがいろいろあったと思います。イベントというか、例えば読書週間などの際に、司書の先生とコラボして、物語の中に出てきた食べ物が給食になるとか、あと、地方のめずらしい野菜を使った給食週間があったりとかして、いろいろおもしろいことがあったと思います。そういうことができなくなるのかと心配したのですが、そういうことではないのですね。

中川委員長  
学務課長

学務課長。

ご心配させてしまい、申しわけございません。そういうことのないような形で、先ほど申しましたように、個別の学校行事、また学校事情等々、教育的な配慮の中で、ある程度学校の側で、今までどおり、そういう行事食の給食を提供するといったことは可能でございます。

古川委員  
中川委員長

わかりました。ありがとうございます。

これは教育推進計画の目標ということもありますけれども、このようにするに至った経過がちょっとよく分からないのですが。

というのは、栄養士さんが、昌平小だったかと思いますが、突然やめてしまったというようなことで、ほかの学校の栄養士さんが助っ人に行くなどしていましたけれども、そういう不安定さを解消したいというようなこともあったのでしょうか。

学務課長

ご指摘ありがとうございます。まさにそういったご指摘のような事案も今年度発生いたしました。そういった際も、こういった標準献立をつくることによって、さらに具体的に言うと、これからつくるわけですが、1年分を通して献立をつくる予定でございまして、万が一そういった栄養士さんが欠けるようなことがあったとしても、対応はできるものというふうに考えています。

中川委員長

私が思うには、学校によって、栄養教諭とか常勤とか非常勤の学校栄養教職員という区別があるということ自体が、ちょっと不安定なのではないかなというのが1つ。

それから、統一献立のようにした場合に、アレルギー対応や何かは、逆に、学校や各栄養士さんがしにくくなるのではないかなという心配があるのですが。

学務課長

ご指摘ありがとうございます。まさに当区の場合、2校に1校に常勤の栄養士、東京都の栄養士が配属されています。それ以外は非常勤の栄養士で埋めさせていただいているわけですが、常勤、非常勤というような、もちろんそういった職種の区別もございますし、また、同じ常勤でも非常勤でも、それぞれのキャリアによって、やはり多少の能力的な差もあります。そういった意味で、かなり全体的なバランスからすると、少し差があるというのは実情かと、そういったことも大変懸念をしております。そういった差を埋めるためにもというようなことが、今回の検討の経緯であることは間違いありません。また、そのアレルギー対応ということにつきましても、昨年私どものほうでは、アレルギー対応マニュアルを作成させていただいております。

ころですが、それを実効性のある運用をさせるに当たっても、やはり現場の栄養士の力量的な部分がかなり大きく影響してきております。

やはり今現状ですと、その配属された学校現場で、1人でそういったことに携わっているわけですがけれども、そういったことに対して、今回、教育委員会として、複数の栄養士がペアを組みながら、協力し合って作成することによって、複数の目が入ることによって、おのずと給食の質も向上しますでしょうし、アレルギー対策についても万全を期していきたいというふうに考えております。1年分を作成し、その後、また、全栄養士、常勤、非常勤を問わず、全員の目で、または調理師も含めてチェックをするような体制をつくり上げていきたいというふうに考えてございまして、そのアレルギー対策についても万全を期せる1つの手段であるというふうに考えているところでございます。

中川委員長  
古川委員

古川委員。

これは平成30年から導入されるということですが、1年分の献立を考えていただけるということで、先ほど学校長の裁量で実際の給食は決まるということでしたが、導入の目的も考えて、すごく有意義なことだとは思いますが、実際どのくらいの活用、何%くらい活用されるようになるのでしょうか。余り使われないのという場合もあれですし。

中川委員長  
古川委員

活用というのは。

その献立をどのくらいの割合で、実際つくられていくのか。例えば1年分つくったとしても、こういうのをどうぞ的な、サンプルのようになってしまってももったいないと思いますし。

教育担当部長  
古川委員

違う献立でやってしまうみたいなことがあったら困るということですね。

はい。というか、全校のうち、どのくらいの割合でこの献立が使われることを想定されてますか。

中川委員長  
学務課長

はい。いかがですか。

私どもとしては、これを検討するに当たりまして、全校、100%というふうな思いはもちろんあるところでございますけれども、その趣旨から照らしまして。ところがやはり学校現場と話していく上で、先ほどご指摘があったように、それぞれ学校は特殊な取り組みをしている中で、そういった読書の関係ですとか、いろいろな学校行事に合わせた特別な献立もつくりたいと、これは統一的に各8校、または中学校も含めて10校一緒にやるわけではありませぬので、そういった部分での余地は当然残していきたいというふうな、これまで学校と一緒に検討する中で、そういったご意見もいただいておりますので、そこは十分に考慮し、配慮していきたいというふうに考えております。そういった意味で、先ほど申しましたように、実施に当たりましては、教育委員会としては、いいメニューなので使ってくださいというお話はしませんが、学校としましては、こういうときにはこういうような形で、独自にちょっと、特別な献立もつくりたいというお話がありましたら、その部分については、学校長の判断で、そういったメニューを採用していただくと

古川委員 学務課長 古川委員 中川委員長 金丸委員 学務課長 中川委員長 学務課長 中川委員長 指 導 課 長

いろいろな形で考えていきたいと思っています。  
 では、基本的には標準献立で、たまには学校の教育的配慮のなされたものが出るという感じですか。  
 恐らく当初はほぼ100%やる学校もあるかもしれませんが、中にはやはり特殊性ということで、半分ぐらい、または7割ぐらい、場合によっては2割ぐらいというような学校も、もしかしたら出てくるかもしれません。  
 はい。導入されてから、結果は見ていければと思います。  
 金丸委員。  
 これ自体に反対するわけではないのですけれども、こういうものが出ると、例えば栄養士さんから見た場合に、自分たちの職がなくなるのではないかとか、そういう問題にも発展する可能性のあるのではないかと思うのですが。それから、いわゆる統一給食献立になって、どこか1カ所で作って、全部に運ぶようなことを区が考えているのではないかとか、そういうような疑いを持つ方が出てくるかなという気もするものですから、そういうようなことと違うわけですよ、これは。ですから、そういう意味では、それがそうではないということを上手にアナウンスしていただくとありがたいと思います。  
 そういった面で、今回検討するに当たりまして、十分学校現場とも話し合いを進める中で、やはり現場の栄養士さんのモチベーションというものは大変大切であると、そういうことも十分考慮してほしいということも踏まえた結果となっております。  
 やっぱりそのモチベーションということで、それぞれの学校で一生懸命考えてくださっているのを、それを1つの枠にはめてしまうのではなくて、千代田区全体の給食を、みんなの給食をよくするんだという考えで、例えば教育会などで先生方の交流があるように、栄養士さんたちの交流というか、一緒に考えていくという形にさせていただいたら一番いいのではないかと思いますけれども。  
 まさに栄養士の皆さんの協力なくして、これはできないものというふうに考えておりまして、実は本日は月一回の栄養士の連絡会があつて、ここに参加するまでにそちらでもこの話をさせていただいて、やはり皆さん、課題なりそういう目標なりを共有して、一つ一つ壁を乗り越え、また、その栄養士たちとそういうコミュニケーションをしっかりとやってまいりたいというふうに考えてございます。  
 はい。お願いします。  
 よろしいですか。  
 (な し)  
 それでは、次に、いじめ防止啓発物品の作製について、指導課長より説明をお願いいたします。  
 いじめ防止啓発物品の作製について、ご説明申し上げます。  
 この事業は、いじめや学校生活におけるさまざまな悩みにつきまして、電

話またはメールによる相談に対して、臨床心理士が対応することで、いじめや悩みの早期発見、早期対応、未然防止を図ることを目的としております。その番号やアドレスを各家庭や児童生徒に通知する目的として、ここ数年行っております。

ちなみに、平成25年度、4年前から26年度、27年度、28年度と、資料のような形で、さまざまな物品を提供してまいりました。最初の平成25年度はクリアファイル、ここのお手元にあるものです。2年間これを続けました。そして、平成27年度から、小・中学校それぞれ別にしまして、こういった子どもたちの携帯ストラップ、これが中学校で、小学生は定規ですね。15cmほどの定規。そして、各家庭にはマグネットシートを提供してまいりました。そして、昨年度につきましては、これまでの問い合わせ件数が、圧倒的に保護者の方からのお問い合わせや相談が多いということから、冷蔵庫などに張っておけるマグネットバーという形で提供させていただきました。

そして、今回、これに、用途は同じですが、さらに、マグネットつきのクリップをつけたものを、夏休み明けに各学校に配布する予定でございます。作製数量は5,000本です。区立小・中・中等教育学校全児童・生徒に配布する予定でございます。

また、平成28年度から、電話に加えてメール相談を開始したことに伴いまして、いじめだけではなくて、悩み相談ホットラインという形で、さまざまな悩みを臨床心理士が受けながら対応します。ただ、匿名の相談もたくさんございますので、なかなかそれに返すことは難しく、相談者を予想しながら学校を特定して、解決に当たるという案件も多々ございます。

報告は以上です。

中川委員長

はい。報告が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

古川委員。

古川委員

ホットラインの年間相談件数についてですけれども、年々増加しているということで、内訳で保護者の相談が多くなっているとか、匿名も多いということですが、相談してくる子どもたちの学年とか年齢の偏りはありますか。どういう子たちが相談してきているかということがちょっと気になっています。というのも、昨年度からメールの相談が開始されて、私はすごくよかったなと思いました。今、皆がスマホなり携帯を持っているので、子どもたちが普通電話をかけるということにすごく躊躇していて、メールのほうが相談する一歩を踏み出しやすいのかなと思い、よかったなと思っていたのですが、事業評価が何かの資料で、平成28年度のメール相談がほとんどなかったという結果を見まして、意外だなと思ったのですが、相談してくる子どもたちの学年やら内訳がわかるといいなと思えます。

指導課長

今、手元にございませぬので、次回その傾向をお知らせさせていただきたいと思っております。

古川委員

はい。メールの相談は始まったばかりですので、今の子どもたちは、身内

以外に電話する機会がとても減っていると思って、実際うちの子どもなんかはほとんどなくて、お友達の家にも電話はしませんし。なので、メールで意思表示とかをすることになれているので、ちょっと、件数が少ないかもしれませんが、様子を見て、続けていつていただきたいなと思っています。

指 導 課 長

年間1人でも2人でも、これでもし命が救えるとしたら、それは、どちらも24時間対応でやっておりますので、できるだけ早期発見して、解決に結びつけるような努力を今後もしてまいりたいと考えております。

古 川 委 員

お願いします。

中川委員長

金丸委員。

金 丸 委 員

私も、メールをやっているのはすごくいいなと思っています。本当に今、古川委員のおっしゃったように、メール相談を立ち上げないことにはだめな時代になっているなという気がします。

他方で、電話相談を実際に法務局のほうでやっていて感じたのは、まず、やっぱり圧倒的に親からの電話が多くて、子どもからの電話は非常に少ない。子どもからの電話で、緊急を要するような感じでのというのは大体いたずらで、実際の緊急とはつながらないのです。具体的に言うと、本当に危ないところの相談をするような状況のときには、子どもはもう、相談する気力がなくなっているものですから、そこにはつながらない。そういう意味で、やっぱり親のルートはとても大切だと思います。他方で、しかし、それがすごいクレーマーに近いようなものも非常に多いものですから、この運用は非常に難しいなというふうに私自身は感じています。

指 導 課 長

委員ご指摘のとおり、こちらは基本的には冷やかしかかそういったものではないと、まずは受けとめます。その際、どう対応していくかというのは、やはり慎重にやっていかなければいけないので、臨床心理士などの専門家のアドバイスを参考にしながら、積極的な対応をしてまいりたいと思っております。

金 丸 委 員

もう1点だけ。もう一つは、非常にこれは難しいことですが、基本的に相談事項というものは、よそに漏らさないということを前提に相談がかかってきますよね。ところが、救うためには漏らさないわけにはいかないという、そのバランスも上手にとっていただければと思います。

指 導 課 長

臨床心理士は、守秘義務というものを最大限の命としておりますので、そういったところはしっかりと配慮しながら、対応してまいります。

金 丸 委 員

あと、もう1点だけ。すごくよくできていて、色も、それからレイアウトもいいと思うのですが、できればアドレスとか電話番号がもう少し目立ったほうがいいのかという感じがちょっとしました。

指 導 課 長

ご指摘ありがとうございます。もう今回は発注してしまいましたので、5,000部でき上がってきますが、次回その点に配慮しながら、また、どういうグッズになるかわかりませんが、もう少し見やすくわかりやすい、電話番号、アドレスを大きくしたいと思います。

金 丸 委 員

誤解がないように申し上げます。要するに、今の若い親の人たちはよく見

えるかもしれませんが、私の年代になると、それを見るのがちょっときつ  
いかなという、そういう意味です。

中川委員長 ほかはよろしいですか。

(な し)

中川委員長 それでは、次に、千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわ  
る基本方針について、指導課長より報告をお願いいたします。

指導課長 千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針につい  
てご説明、ご報告申し上げます。

この件につきましては、本来、前々回の第9回定例会の報告事項「平成30  
年度使用教科用図書の採択」の中で、中等教育学校後期課程の採択と同様に  
ご提示しなければいけなかったものですが、漏れてしまいまして、追加でご  
報告させていただくものでございます。

内容については、中等教育学校の後期課程同様、毎年行われている教科書  
採択でございますし、上位法の改正事項もございませんでしたので、そのま  
ま変更なしで、ことしも提示させていただきました。

報告は以上です。

中川委員長 報告が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたしま  
す。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長 それでは、次に移りたいと思います。

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

##### (1) 教育委員会行事予定表

##### (2) 広報千代田(7月20日号)掲載事項

中川委員長 次に、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、教育委員会行事予定表でございます。

まず、7月11日から7月27日までの行事予定でございますが、14日金曜  
日に、午前10時半から青少年問題協議会、こちらには委員長にご出席をお願い  
しているところでございます。

また、7月25日の火曜日でございますけれども、教育委員会第13回定例会  
に先立ちまして、午後1時半から第1回総合教育会議、こちらにつきましては、  
後ほどまた、補足でご説明をさせていただきます。こちら、総合教育会  
議のほう、教育委員の皆様にご出席をお願いするところでございます。

続きまして、7月28日から8月20日までの行事予定でございます。

こちらにつきましてご説明は以上でございます。

続きまして、広報千代田の7月20日号でございます。

こちらにつきましては、子育て推進課、児童・家庭支援センターにおける

各種行事の予定。そして、文化振興課、こちらも各種事業のほうを掲載して  
ございます。最後に、生涯学習・スポーツ課の行事予定の一覧でございま  
す。

こちらにつきましては、ご説明は以上でございます。

教 育 長

1点だけ。教科書採択のために、8月1日に臨時教育委員会が設定されて  
いるかと思いますが、教育委員会の行事予定表への記載は…

子ども総務課長

8月1日に、入っていないですね。

古 川 委 員

それは臨時の教育委員会ということになるのですか。

教 育 長

そうです。何時からか確認してください。

金 丸 委 員

3時からという当初でのお話でしたね。

子ども総務課長

申しわけございません。では、8月1日火曜日の午後3時から臨時の教育  
委員会、こちらのほうを追加でお願いいたします。

中川委員長

あと、第2火曜日8日の教育委員会はどうなりますでしょうか。

教 育 長

最終的には、次回7月下旬の教育委員会で確認させていただきますけれど  
も、特段緊急を要する案件がなければ、8月8日の教育委員会は休会にさせ  
ていただきたいというふうに思っています。

中川委員長

まだ、一応入れておきます、予定として。

金 丸 委 員

すみません。8月1日の教育委員会ですけれども、時間調整を失敗しまし  
て、奨学生を集めて話をするというものを、この日の6時からというふうに  
設定して、6時なら大丈夫かなと思っていたのですが、もっと時間がかかる  
ような状況になりますでしょうか。

教 育 長

一応15時から17時までの2時間程度を想定していますので、おそらく大丈  
夫ではないかと思えます。

金 丸 委 員

長くても2時間半というふうに見ておいたらよろしいですかね。

教 育 長

はい。

中川委員長

そのほかにご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

各課長さんからいかがですか。よろしいですか。

(な し)

中川委員長

教育委員のほうからは。

金丸委員。

金 丸 委 員

前回、子どもまつりという話をして、いろいろと皆さんからご意見をいた  
だいて、やはりやめたほうがいだろうということで、それをやめる方向で  
私のほうでも決定したのですけれども。もう一つ、実はそれのかわりとして  
ちょっと今考えていることがありますして、それはみんなに、全部に呼びかけ  
るのではなくて、今、とりあえずちょっと、麴町小学校の校長とも話し始め  
ているんですが、麴町小学校で麴町幼稚園の園児と小学校の1・2年生を、  
授業の時間の中で集めて、この前話した新沢さんと呼んで歌を歌ってもら  
い、また、みんなで歌を歌うような、そういう会を進めるということにつ  
いて、皆様のご意見がいかがなものか。それをちょっと、お聞かせいただ  
きたいと思っているのですが。

教 育 長 教育委員の皆さんも各学校をお回りになってご理解のことと思いますが、千代田区の学校は、全ての小学校に幼稚園が併設されていて、幼保連携なり、あるいは異年齢交流なりの事業が非常に盛んに行われています。それが幼稚園の子ども、こども園の子ども、それから小学校の児童にとっても物すごく情操的にいい成果を上げているので、学校のほうで調整がつくのであれば、ぜひご協力をいただいて、積極的に進めて下さって構わない事業だと思います。

金 丸 委 員 ありがとうございます。

中川委員長 できましたら、麴町が中心になるかもしれないけど、ほかの学校の子どもたちも…

金 丸 委 員 それも考えたのですが、今の私の案は、要するに授業中に、例えば音楽の授業の一環で、一定の時間に全部を集めるということで、無理なく進められるのではないかということで、今ちょっと、額賀校長と話しております。そうすると、よその学校の人たちは何かを呼ぶということは、ちょっと無理かなど。

中川委員長 授業だと難しいですね。

金 丸 委 員 はい。

中川委員長 わかりました。

子ども総務課長 その他で1点よろしいでしょうか。先ほど教育委員会行事予定表の7月25日のところで申し上げました総合教育会議でございますけれども、こちらにつきまして、区長が主宰する会議でございますして、教育委員の皆様と意見交換をさせていただく貴重な機会でございます。今年度のテーマといたしましては、区長のほうから、今後の国際理解教育のあり方について、これが1点目、そして、もう1点目が、オリンピック・パラリンピック教育について、この2点について、教育委員の皆様と区長とご意見の交換をさせていただければということでございます。

時間につきましては、午後1時半から3時まで、教育委員会に先立ちまして、ここ教育委員会室で実施させていただくことを予定しております。

以上でございます。

中川委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかはよろしいですか。

(な し)

中川委員長 特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。